

独立行政法人統計センターの役員報酬等の支給基準の改正新旧対照条文

(下線部分が改正部分)

改正後	現 行
<p>1 略</p> <p>2 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。</p> <p>(1)理事長 <u>994,000円</u>以内で理事長が別に定める額</p> <p>(2)理事 <u>784,000円</u>以内で理事長が別に定める額</p> <p>(3)監事 <u>784,000円</u>以内で理事長が別に定める額</p> <p>3 <u>地域手当</u>及び通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じて支給する。</p> <p>4 期末特別手当は、基準額（基準日現在において常勤役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額に当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）に、6月に支給する場合にあっては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じ理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常勤役員手当は月額とし、勤務1日につき<u>35,300円</u>を超えない範囲で理事長が別に定める。</p> <p>7～9 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 常勤役員の俸給は月額とし、次の各号に掲げる常勤役員に対し、それぞれ各号に定める額を支給する。</p> <p>(1)理事長 <u>1,065,000円</u>以内で理事長が別に定める額</p> <p>(2)理事 <u>840,000円</u>以内で理事長が別に定める額</p> <p>(3)監事 <u>840,000円</u>以内で理事長が別に定める額</p> <p>3 <u>調整手当</u>及び通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律の規定に準じて支給する。</p> <p>4 期末特別手当は、基準額（基準日現在において常勤役員が受けるべき俸給月額及びこれに対する<u>調整手当</u>の月額の合計額に当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）に、6月に支給する場合にあっては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の在職期間に応じ理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、総務省独立行政法人評価委員会の独立行政法人統計センターに対する業績評価の結果に応じ、理事長はこれを増額し、又は減額することができる。</p> <p>5 略</p> <p>6 非常勤役員手当は月額とし、勤務1日につき<u>37,800円</u>を超えない範囲で理事長が別に定める。</p> <p>7～9 略</p>